

令和2年度第5回 国土交通省大阪航空局 総合評価等に関する委員会
審議概要

開催日及び場所	令和3年1月19日（火）オンライン開催（大阪航空局会議室ほか）
委員	委員長 古阪 秀三（立命館大学客員教授） 委員 山内 直人（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授） 委員 鎌田 敏郎（大阪大学大学院工学研究科教授）
内容	審議事項： ① 各技術提案の個別評価項目の審査及び評価結果の妥当性 「高知空港事務所新庁舎新築等基本計画調査」 ② 各技術提案の個別評価項目の審査及び評価結果の妥当性 「福岡空港事務所新庁舎・管制塔新築設計」 ③ 技術提案のテーマ設定及び評価基準等の妥当性 「福岡空港事務所新庁舎・管制塔新築設計技術協力業務」
委員からの 意見・質問	意見・質問 別紙【議事要旨】のとおり
委員会による具 申内容	審議内容を了承

【議事要旨】委員からの主な意見・質問

審議事項①：各技術提案の個別評価項目の審査及び評価結果の妥当性について

・高知空港事務所新庁舎新築等基本計画調査

(質問) 提案書では1階は漂流物の対策がなされているが津波の水が2階窓下まで来るようになってきている。2階は窓が破壊されると水浸しになるかと思うがこれで大丈夫なのか。

(回答) 提案では波自体は5.5mでプラス1mまで波が来ても大丈夫な様な提案をされているとこちらでは認識してございます。ですから提案として1m余裕を見られたと考えております。浸水高さは5.5mだけれども1mの余裕を見ているという提案でございます。

(意見) 耐衝撃性・耐久性の高いコンクリートと書かれているが、設計基準強度30Nにしたからといって衝撃性が高くなる保証がなんら無いなど、提案内容に整合性が取られてない。率直に申し上げますと全く新しいことは書かれてない印象である。

(回答) 実際にこの提案についてこれをそのまま次の設計に反映するかというと、それは少し現実的では無いと一部思える所もございます。

(意見) 今回は1社だけなのでルール上選ばざるを得ないというところがあるが、この技術提案書の選択という意味では、今事務局がおっしゃった様に、このところをやるとしてもかなり厳しく中を見ていかないといけないという風に思う。きちんと事後評価をした上で設計をやっていく。そういう意味ではこの新庁舎の技術提案を求めることの是非を少し考えてもいいかもしれない。どこまでやるべきなのかという。今技術提案の段階で実際に設計をするという意味では国土交通省という意味でもきちんと見ていくということが必要だと思います。

審議事項②：各技術提案の個別評価項目の審査及び評価結果の妥当性について

・福岡空港事務所新庁舎・管制塔新築設計

(質問) 複数者から提案が出てきたとき、個々の評価をされているが、評価点について問題が無ければ後は機械的に合計点で判断するという事か。

(回答) 技術者能力につきましては、各参加表明者が出された資料を元に機械的に算出しているものです。技術提案書につきましては、局内4名の委員を選んでおきまして、その4名の委員の評価をそれぞれ平均しそれをもって配点に掛ける乗数といたしましてそれぞれの各社の評価を算出してございます

(意見) 今回のケースではあまりにも航空局実績だけで決着がついてしまっているようで、それをもう少しいろんな企業・設計者がどのような仕掛けをすれば良いかというのは是非ともお考えいただいた上で今後ともやっていけば良いと思う。

(回答) 本件の評価項目の設定については、国土交通省で定められているガイドラインに則って設定しており、考え方としては、空港という特殊な環境も含めまして航

空局の仕事をしている者に対して少しアドバンテージを与えるような評価項目になっているのかなと考えております。

審議事項③：技術提案のテーマ設定及び評価基準等の妥当性について
・福岡空港事務所新庁舎・管制塔新築設計技術協力業務

(意見) 特定テーマ 1) 厳しい現場条件下での超高層建築物の施工に関する提案において、提案の内容が結果として、テーマ 2) 施工期間の短縮に関する提案に繋がる内容もあるかと思う。その場合、資料内容のままでは、評価の仕方が曖昧になるのではないか。そのため、どう評価するのか、明確にした方が良い。

(回答) 仮に今回参加される社が、1) に 2) の提案を出した、また別に 2) の方にも提案を出した場合に、一つの提案で両方の点数を付与するということには、ならないようにしたいと考えております。

(フォローアップ)

ご意見を踏まえ、特定テーマ 1) 厳しい現場条件下での超高層建築物の施工に関する提案の評価において、2) 施工期間の短縮に関する提案に係る内容が含まれる場合、その内容の評価は行わないこととした。

※各委員了承

(意見) 一級建築士を評価するとあるが、一級建築士には、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士もある。この記載だと、これらの者でも良いという評価にもなるのではないか。そのため、含むのか、含まないのか、明確にした方が良い。

(フォローアップ)

ご意見を踏まえ、設備設計一級建築士は評価しないこととした。

※各委員了承

(質問) 参考額というのは予定価格とは違うのか、入札説明書にどういう意味の参考額でどういう風に書かれるのか。その辺りで入札する側の選択も変わってくると思うが。

(回答) 参考額は、あらかじめ入札説明書の方に明示いたします。このプロポーザルに参加いただく方は、この業務のおおよその額を事前に知った上で参加していただくこととなります。ただ、差が出る場合がございますので、その辺の摺り合わせを今回のプロポーザルを特定された者に行って最終的に予定価格を決め、見積合わせをして契約という形を取りたいと考えているところでございます。

以 上